

			7 同法第21条の第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理					<input type="radio"/> 保健所長
			8 同法第22条(同法第21条において準用する場合を含む。)の規定による飲食等の施設等の命令 (一) 西伯諸州のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの					<input type="radio"/> 飲食衛生検査所長 <input type="radio"/> 保健所長
			9 同法第23条の規定による営業の届けの取消し又は営業の禁止	<input type="radio"/>				
			10 同法第23条(同法第21条において準用する場合を含む。)の規定による営業の停止					<input type="radio"/> 保健所長
			11 同法第24条(同法第21条において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令又は営業の停止					<input type="radio"/> 保健所長
			12 同法第24条の規定による営業の届けの取消し又は営業の禁止	<input type="radio"/>				
			13 同法第27条の規定による食品等(未認して中毒した患者又はその疑いのある者についての状態が長から報告の受理及びその厚生労働大臣への報告)	<input type="radio"/>				
			14 同法第28条の規定による死体を解剖に付することの決定	<input type="radio"/>				
十二 食品衛生法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第21条の規定による由割率の変更届の受理							<input type="radio"/> 保健所長
十二の二 鳥取県食品衛生法施行条例(平成2年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第1条の1の(3)イの規定による水質検査の結果に対する指示 2 同条例第1条の1の(5)イの規定による従事者に処罰を受けさせることの指示 3 同条例第3条第2項の規定による施設に対して基準の一部を適用しないことの決定						<input type="radio"/> 保健所長 <input type="radio"/> 保健所長 <input type="radio"/> 保健所長	
十三 食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同細則第7条ただし書の規定による試薬品の採取量の変更 2 同細則第3条第1項又は第3項の規定による許可證の交付又は再交付						<input type="radio"/> 保健所長 <input type="radio"/> 保健所長	





		5 同法第10条の規定による飼育のと殺又は解体に係る獸畜の検査					<input type="radio"/> 食肉衛生検査所長
		6 同法第12条の規定による飼育のと殺又は解体の処置等の実施					<input type="radio"/> 食肉衛生検査所長
		7 同法第3条の規定によると畜場の設置者等からの構造の撤収又はと畜場への入り					<input type="radio"/> 食肉衛生検査所長
		8 同法第3条の規定による公衆衛生上必要な措置等の実施の状況の検査					<input type="radio"/> 食肉衛生検査所長
		9 同法第4条第1項の規定による一般と畜場等の處置の許可の取消し又はその施設の使用の准用若しくは停止の命令	<input type="radio"/>				
		10 同法第4条第2項の規定によると殺若しくは解体の業務の停止の命令又はと殺若しくは解体の禁止		<input type="radio"/>			
二十一 と畜場去施行令(昭和18年政令第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第2号の規定によると畜場以外の場所においてと殺することがやむを得ない地物の指定又はその地物における獸畜のと殺の許可						<input type="radio"/> 食肉衛生検査所長
	2 同令第4条の規定による獸畜の検査の申請書の受理						<input type="radio"/> 食肉衛生検査所長
	3 同令第6条の規定によると畜場内で解体された獸畜の骨等で検査に合格したもののへの銘印の押印						<input type="radio"/> 食肉衛生検査所長
二十二 製葉衛生師法(昭和11年法律第15号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による製葉衛生師試験の実施		<input type="radio"/>				
	2 同法第7条の規定による製葉衛生師の免許又は製葉衛生師の免許証の交付		<input type="radio"/>				
	3 同法第8条第1項又は第2項の規定による製葉衛生師の免許の取消し		<input type="radio"/>				
二十三 製葉衛生師法(昭和41年法律第387号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項の規定による製葉衛生師の名簿の登正		<input type="radio"/>				
	2 同令第4条第2項の規定による製葉衛生師の名簿の登録の消除		<input type="radio"/>				
	3 同令第5条第1項の規定による製葉衛生師免許証の再交付		<input type="radio"/>				
	4 同令第6条第1項の規定による製葉衛生師免許証の再交付		<input type="radio"/>				
二十四 ふぐの取扱いに関する条例(昭和31年)	1 同条例第3条の規定によるふぐ処理師試験等の施行、ふぐ処理師等の免許又は		<input type="radio"/>				

	鳥取県条例 第12号)に基づく知事の権限に属する事務	ふぐ処理師免許証等の交付 2 同条例第4条第1項の規定による営業の認証又は認証書の交付 3 同条例第5条の2第2項の規定による意見の聴取 4 同条例第7条の規定によるふぐ処理師等の免許の取消し 5 同条例第7条第3項において削除する同条例第5条の2第2項の規定による意見の聴取 6 同条例第8条の規定による営業の免許の取消し	<input type="radio"/>					
	二十五 ふぐの取扱いに関する条例 規則(昭和40年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条の規定による免許証の書き換え 2 同規則第12条の規定による免許証の再交付 3 同規則第13条第2項の規定による死亡等の届出の受理 4 同規則第15条の規定による認証書の書き換え 5 同規則第16条の規定による認証書の再交付 6 同規則第17条第2項の規定による営業の停止の届出の受理	<input type="radio"/>					
	二十六 鳥取県魚介類行商条例(昭和40年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条の規定による魚介類行商を営むことの許可 2 同条例第4条の規定による行商登録の交付 3 同条例第7条の規定による行商登録の再交付 4 同条例第10条の規定による魚介類行商者の報告の請求又は検査の実施 5 同条例第11条の規定による食品衛生上の危険の発生を防止するため必要な措置の命令 6 同条例第12条の規定による営業の停止の命令又は魚介類行商の許可の取消し	<input type="radio"/>	保健所長				
	二十七 鳥取県魚介類行商条例(昭和40年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による魚介類行商の許可に係る営業用規則(昭和40年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務 2 同規則第9条の規定による許可申請書の届出事項の変更に係る変更届の受理	<input type="radio"/>	保健所長				

		3 同法第10条の規定による魚介類行商の漁業に係る漁業届の受理					<input type="radio"/> 保健所長
二十八 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可		<input type="radio"/>				
	2 同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可		<input type="radio"/>				
	3 同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令	<input type="radio"/>					
	4 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは閉鎖の禁制又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令	<input type="radio"/>					
	5 同法第13条の規定による食鳥処理場の管理者の解任の命令	<input type="radio"/>					
	6 同法第16条第1項又は第2項の規定による小規模食鳥処理業者の監視措置の認定及び変更の認定		<input type="radio"/>				
	7 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理場の管理者の解任命令	<input type="radio"/>					
	8 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定		<input type="radio"/>				
	9 同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術指導及び助言の実施					<input type="radio"/>	保健所長
	10 同法第20条の規定による食鳥肉等を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥の内臓等により病原体が汚染する恐れがあると認めるときの措置の実施					<input type="radio"/>	保健所長
	11 同法第21条第1項の規定による指名検査機関に食鳥検査を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該指定検査機関の名稱等の公示	<input type="radio"/>					
	12 同法第21条第3項の規定による指名検査機関の名稱等を変更した旨の公示	<input type="radio"/>					
	13 同法第28条第2項の規定による指名検査機関の業務規程の変更に対する意見の提出	<input type="radio"/>					
	14 同法第29条第2項の規定による指名検査機関の事務細則及び収支予算又はその	<input type="radio"/>					

				変更に対する意見の提出						
15	同法第3条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施にため必要な措置を探るべき旨の指示		○							
16	同法第32条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可に伴う厚生労働大臣への意見の提出		○							
17	同法第4条の規定による指定検査機関に付して食鳥検査を行わせない旨の通知並びにこの旨の厚生労働大臣への報告及び公示		○							
18	同法第5条第1項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務休止の許可を受けたとき、厚生労働大臣が指定検査機関に付して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他の理由により指定検査機関の食鳥検査の業務を実施することが困難となつた場合の検査の実施		○							
19	同法第5条第3項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又はその理由がなくなった旨の公示		○							
20	同法第7条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業務の状況の報告の請求							○	保健所長	
21	同法第7条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の報告の請求		○							
22	同法第8条第1項の規定による食鳥処理場等への立入り及び設備等の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の取扱いの実施							○	保健所長	
23	同法第8条第2項の規定による指定検査機関の事務所への立入り及び設備等の検査及び関係者への質問の実施							○	保健所長	
24	同法第9条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定		○							
<u>二十九 略</u>										
二十九の二 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第	1 実地習練の実施についての指導							○	保健所長	
	2 実地習練を行う者の氏名等を記載した届出書の受理							○	保健所長	



三十一 略		四十六 略	
三十二 略		四十七 略	
三十三 鳥取県公衆浴場基準条例(昭和12年鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務		四十八 鳥取県公衆浴場基準条例(昭和12年鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	
1 同条例第6条の規定による公衆浴場について講じなければならない措置の基準の緩和		1 同条例第6条の規定による公衆浴場について講じなければならない措置の基準の緩和	
○ 保健所長		○ 保健所長	
三十四 略		四十九 略	
三十五 略		五十 略	
三十六 略		五十一 略	
三十七 略		五十二 略	
三十八 鳥取県認定迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務		五十三 略	
1 同条例第3条第1項の規定による規制地域の指定		五十四 略	
2 同条例第3条第2項の規定による規制地域を指定する旨及びその区域の告示		五十五 略	
3 同条例第3条第3項の規定による規制地域の指定についての申出の受理		五十六 略	
4 同条例第3条第4項において準用する同条例第3条第2項の規定による規制地域を変更し、又は廃止する旨及びその区域の告示		五十七 略	
5 同条例第3条第4項において準用する同条例第3条第3項の規定による規制地域の変更又は廃止についての申出の受理		五十八 略	
○ 保健所長		五十九 略	
三十九 略		六十 略	
四十 食品衛生の安全管理課		六十一 略	
法(昭和12年法律第233号)に基づく知事の権限に属する事務		六十二 略	
1 同法第14条第1項の規定による食品等の検査及び当該検査に合格した旨の表示の付与		六十三 略	
2 同法第15条第1項の規定による食品等の検査を受ける旨の命令		六十四 略	
3 同法第17条(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定による関係者に対する報告の要求、営業の場所等の臨検及び被検査の用に供する食品等の検査又は被検査の用に供する食品等の収去させること。(一) 西伯爵領内のと高湯に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。)(二) (一)以外のもの		六十五 略	
○ 食肉衛生検査所長		六十六 略	
4 同法第19条第2項(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定による		六十七 略	
○ 保健所長		六十八 略	
五十一 鳥取県特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務		六十九 略	
1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法の設立の認証		七十 略	
2 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証		七十一 略	
3 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法の解散の認証		七十二 略	
4 同法第32条第2項の規定による解散財産の清算の認証		七十三 略	
5 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法の合併の認証		七十四 略	
6 同法第11条第1項の規定による業務若しくは財産の譲り受けに関する報告の猶豫又は検査の実施		七十五 略	
7 同法第12条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令		七十六 略	

<p>営業の施設等について監視又は指導を行わせること。</p> <p>(一) 西伯爵内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>					○ 食肉衛生検査所長 ○ 保健所長	<p>8 同法第43条第1項及び第2項の規定による特許登利害関係法人の設立の認定の取消し</p> <p>二 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨</p> <p>2 同条例第13条第1項の規定による有害な知識の指定</p> <p>3 同条例第4条の2第1項の規定による有害な玩具類の指定</p> <p>4 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害な玩具類の除去等の命令</p> <p>5 同条例第7条の6第3項の規定による利用カードの除去等の命令</p> <p>6 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業所等への立入調査等</p> <p>7 同条例第22条第2項の規定による営業所等への立入調査等</p>	○				
	5 同法第19条の2第6項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理				○ 保健所長		○				
	6 同法第21条第1項の規定による飲食店営業等を営むことの許可				○ 保健所長		○				
	7 同法第21条の2第2項の規定による許可営業者の設立の承認の届出の受理				○ 保健所長		○				
	8 同法第22条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による食肉等の施設等の命令				○ 食肉衛生検査所長 ○ 保健所長		○				
	(一) 西伯爵内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。)				○ 保健所長		○				
	(二) (一)以外のもの				○ 保健所長		○				
	9 同法第23条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止	○					○				
	10 同法第23条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による営業の停止				○ 保健所長		○				
	11 同法第24条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令又は営業の停止				○ 保健所長		○				
	12 同法第24条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止	○					○				
	13 同法第27条第2項の規定による食品等に起因し中等しい患者又はその疑いのある者についての保健所からの報告の受理及び同法第3項の規定による厚生労働大臣への報告	○					○				
	14 同法第28条第1項又は第2項の規定による死体を解剖に付することの決定	○					○				
二 食品衛生法施行規則(昭和43年厚生省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第21条の規定による申請事項の変更届の受理				○ 保健所長		○				
	三 鳥取県食1 同条例第3条第2				○ 保健所長		○				

品衛法施行条例(平成2年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	項の規定による施設についての基準の一部を適用しないことの決定						
	2 同条例別表第1の1の(3)のイの規定による水銀食中毒結果に対する指示			○	保健所長		
	3 同条例第1の1の(5)のイの規定による従事者に対する受けさせるべき旨の指示			○	保健所長		
四 食品衛生法施行規則(昭和10年農政規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条に基づき書の規定による試薬品の割増量の変更			○	保健所長		
	2 同規則第3条第1項の規定による許可證の交付又は再交付			○	保健所長		
	3 同規則第5条第1項の規定による営業の廃止の届出の受理			○	保健所長		
五 と畜場法(昭和12年法律第114号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による一般と畜場等の届け	○					
	2 同法第4条第2項の規定によると畜場において処理することができる動物の種類又は1日当たりの頭数の制限	○					
	3 同法第8条第1項の規定によると畜場使用料若しくはと殺解体料の認可又はこれらの変更の認可	○					
	4 同法第9条第1項第1号の規定によると畜場以外の場所で自己及びその同居者の食用に供する目的で獸畜をと殺する場合の届出の受理は同條第3項の規定によると畜場以外の場所において畜のと殺等をする者に対すると殺等の処置方法等の指示			○	飼育衛生検査所長		
	5 同法第10条第1項の規定による獸のと殺に係る検査又は同條第2項の規定による獸畜の解剖に係る検査			○	飼育衛生検査所長		
	6 同法第12条の規定による獸のと殺又は解体の禁止の措置等の実施			○	飼育衛生検査所長		
	7 同法第13条第1項の規定によると畜場の運営者等からの報告の収集又はと畜場への立入り			○	飼育衛生検査所長		
	8 同法第13条第1項の規定による獣衛生上必要な措置等の実施状況の検査			○	飼育衛生検査所長		
	9 同法第14条第1項の規定による一般と畜場等の設置の届けの取消し又はその施設の使用の制限若し	○					





による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令					
5 同法第3条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令	○				
6 同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同法第2項の規定による変更の認定		○			
7 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令	○				
8 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定		○			
9 同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術的指導及び助言				○	保健所長
10 同法第20条の規定による食鳥肉を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥の殺等により病原体が汚染するおそれがあると認めるときの措置の実施				○	保健所長
11 同法第21条第1項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該検査機関の名稱等の公示	○				
12 同法第21条第3項の規定による指定検査機関の名稱等を変更する旨の公示	○				
13 同法第22条第2項の規定による指定検査機関の業務規則の変更に対する意見の提出	○				
14 同法第22条第2項の規定による指定検査機関の事業計画及び取扱予算又はその変更に対する意見の提出	○				
15 同法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を探るべき旨の指示	○				
16 同法第22条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は終止の許可に伴う厚生労働大臣への意見の提出	○				
17 同法第34条第1項	○				

	の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行わせない旨の通知並びに同条第2項の規定によるその旨の厚生労働大臣への報告及び公示														
18	同法第5条第1項の規定による指定検査機関が食鳥検査の業務の休止の届けを受けたとき、厚生労働大臣等が検査機関に対して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他的事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することができなくなった場合の検査の実施	○													
19	同法第5条第3項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又は行うこととなる事由がなくなった旨の公示	○													
20	同法第7条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業務の状況の報告の徵収					○	保健所長								
21	同法第7条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の報告の徵収		○												
22	同法第8条第1項の規定による食鳥処理場等への立入り及び取扱等の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の取扱の実施					○	保健所長								
23	同法第8条第2項の規定による指定検査機関の取扱等への立入り及び取扱等の検査及び関係者への質問の実施					○	保健所長								
24	同法第9条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定		○												
十四 肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第1項の規定による普通肥料の登録		○												
	2 同法第10条の規定による普通肥料の登録等の交付		○												
	3 同法第12条第4項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新		○												
	4 同法第13条第1項の規定による普通肥料の登録証の書替交付等		○												
	5 同法第21条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令		○												
	6 同法第29条第1項又は第3項の規定による業界に関する報告の徵収					○	保健所長								
	7 同法第30条第1項					○	保健所長								

	の規定による事業場等への立入検査等の実施						
	8 同法第1条第2項又は第3項の規定による普通船等の積渡等の制限、禁止又は登録等の取消し	○					
十五 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく権限に属する事務	1 同法第8条第1項の規定による販売者からの届出の受理				○	保健所長	
	2 同法第13条第1項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施				○	保健所長	
十六 農薬取締法施行令（昭和16年政令第65号）第4条の規定により知事の権限に属するものとされた農薬取締法に基づく事務	1 同法第3条第1項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施				○	保健所長	
	2 同法第4条第2項の規定による農薬の販売の制限又は禁止	○					
十七 水道法（昭和22年法律第177号）に基づく権限に属する事務（市町村民長に委任したものを除く。）	1 同法第32条の規定による専用水道の布設工事の看板の確認			○			
	2 同法第34条第1項において掲げる同法第33条第1項の規定による専用水道の施設の新設等の届出の受理			○			
	3 同法第36条第1項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の指示及び同法第2項に規定する水道技術管理者の変更の勧告			○			
	4 同法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令			○			
	5 同法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の運送者に対する給水の停止の命令			○			
	6 同法第38条第1項の規定による水道事業者等からの工事の施工状況についての報告の徴収及び水道の工事現場等への立入検査の実施				○	保健所長	
	7 同法第39条第2項の規定による簡易専用水道の運送者からの中止専用水道の管理についての報告の徴収及び簡易専用水道の使用に供する施設のある場所等への立入検査の実施				○	保健所長	
	8 同法第40条第1項の規定による災害その他の場合における水道施設内に取り入れられた他の水道事業者への引継	○					







四 地方農業振興局	の規定による地力増進地の農業者等に対する地力増進対策措置に即した當農についての割当							
	6 同法第8条の規定による土壤の性質の改善方法についての調査の実施				○			
	7 同法第9条第1項の規定による農地への立入調査の実施				○			
<b>三 略</b>								
四 鳥取県立農業大学校	1~6 略							
五 その他	7 同規則第12条第2項の規定による試験の一部免除				○	農業大学校長		
	7の2 同規則第12条の第2項の規定による入学の許可				○	農業大学校長		
	7の3 同規則第12条の第3項の規定による入学許可書の交付				○	農業大学校長		
8~27 略								
五 その他の事務	1 農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 八頭地方農林振興局、倉吉地方農林振興局、米子地方農林総合事務所の管轄に係るもので請負金額が2億円未満の工事に係るもの (二) 鳥取地方農林振興局の管轄に係るもので請負金額が2億円未満の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外に係るもの				○	八頭地方農林振興局長 倉吉地方農林振興局長 米子地方農林総合事務所長 鳥取地方農林振興局長		
経営支援課	一~三 略							
四 農業委員会	1 同規則第21条の規定による貸付金の貸付けに係る借権についての保全及び取立てに関する事務の委託	○						
五~十一 略								
十二 農業委員会法	1 略							
三 略	2 同法第3条の規定による業務等に関する法律	○						
	昭和60年法							
<b>二 略</b>								
三 鳥取県立農業大学校	1~6 略							
四 その他	7 同規則第12条第1項の規定による入学の許可				○	農業大学校長		
	8~27 略							
四 その他	1 農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 八頭地方農林振興局、倉吉地方農林振興局、米子地方農林振興局及び日野総合事務所の管轄に係るもので請負金額が2億円未満の工事に係るもの <u>大山丘陵く地帯における総合農地開発事業、畠地帶緑化事業、合土地改良事業及び里親地及び場整備事業</u> ((三)において「大山農地開発整備事業」という。)に係るもの(除く。) (二) 鳥取地方農林振興局の管轄に係るもので請負金額が2億円未満の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外に係るもの <u>大山農地開発局</u> 管事業のうち請負金額が2億円未満の工事に係るもの <u>償却金額が2億円未満の工事に係るもの</u> 除く。)				○	八頭地方農林振興局長 倉吉地方農林振興局長 米子地方農林振興局長 日野総合事務所長		
五~十一 略								
四 農業委員会	1 同規則第21条の規定による貸付金の貸付けに係る借権についての保全及び取立てに関する事務の委託	○						